

入札公告

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和8年9月1日

支出負担行為担当官

東海防衛支局長 瀧本 和彦

1 工事概要

- (1) 工事名 岐阜飛行場周辺地区（R8）境界柵設置等工事
- (2) 工事場所 岐阜県各務原市那加大東町、三井東町、那加門前町、那加楠町、那加桜町
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
 - ・境界柵設置 159m
 - ・境界柵撤去 26m
 - ・境界標建植 26本
- (4) 工期 令和9年2月12日まで
- (5) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、発注者に届出をし紙入札方式に代えるものとする。
- (6) 本工事は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。
- (7) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
- (8) 本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「完全週休2日制工事（土日）」の試行対象工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「土木一式」で級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「土木一式」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級であること。
- (5) 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、土木工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成23年度以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監

部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこととし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。

(6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

(7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

ア 2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

イ 平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

ウ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係である。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、近畿中部防衛局長又は東海防衛支局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 入札に参加しようとする者との間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(10) 東海防衛支局の管轄区域（愛知県、岐阜県及び三重県）内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(11) 防衛省が発注する工事等について、都道府県警察から暴力団関係業者を排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

(12) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1

東海防衛支局 会計課 契約担当

T E L 052-952-8233

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 別表①のとおり。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp/>

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF (Acrobat DC以下)

図面類 : PDF (Acrobat DC以下)

数量表等 : Excel (2021形式以下)

申請書類 : PDF (Acrobat DC以下) 又はWord (2021形式以下)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」(記入済みのもの)、データを保存するために必要な、CD-R(未使用に限る。)1枚及び着払いのラベル(宅配業者の場合)又は切手(日本郵便の場合)を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

(https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf)

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 別表②のとおり。

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び資料の容量が10MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)する。

(4) 入札書の提出期限等

ア 提出期限 別表③のとおり。

イ 提出場所 電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送等により提出する。(ただし、電子メールによる提出は認めない。)

(5) 開札の日時及び場所

別表④のとおり。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行桜通代理店(三菱UFJ銀行名古屋営業部))。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 東海防衛支局又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 東海防衛支局))をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1(予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3)以上とする。

(4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある

ると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 3 (1) に同じ。

(10) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記 2 (2) に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記 3 (3) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 詳細は、入札説明書による。

【岐阜飛行場周辺地区（R 8）境界柵設置等工事 入札公告 日程表】

別表

①	入札説明書等の交付期間	令和8年9月1日から 令和8年10月23日までの 9時00分から18時00分まで (ただし、最終日は12時00分まで) (行政機関の休日を除く)
②	申請書及び資料の提出期限	令和8年9月2日から 令和8年9月25日までの 9時00分から18時00分まで (ただし、最終日は12時00分まで) (行政機関の休日を除く)
③	入札書の提出期限	令和8年10月14日から 令和8年10月20日までの 9時00分から18時00分まで (ただし、最終日は12時00分まで) (行政機関の休日を除く)
④	開札の日時及び場所	令和8年10月26日11時00分 東海防衛支局 7階 入札室

(紙入札方式の場合は、各期間の9時30分から17時00分まで(12時00分から13時00分までの間を除く)。最終日は、別表欄に記載の時刻必着とする。)

(行政機関の休日とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。)

入 札 説 明 書

東海防衛支局の岐阜飛行場周辺地区（Ｒ８）境界柵設置等工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１ 入札公告日 令和８年９月１日

２ 契約担当官等

支出負担行為担当官 東海防衛支局長 瀧本 和彦

〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸２-２-１

３ 工事概要

(１) 工事名 岐阜飛行場周辺地区（Ｒ８）境界柵設置等工事

(２) 工事場所 岐阜県各務原市那加大東町、三井東町、那加門前町、那加楠町、那加桜町

(３) 工事内容及び工事範囲 以下のとおり。詳細は緑地整備工事特記仕様書を参照のこと。

・境界柵設置 159m

・境界柵撤去 26m

・境界標建植 26本

(４) 工期 令和９年２月12日まで

(５) その他

ア 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う。

なお、電子入札システムにより難しい場合は、発注者に紙入札方式参加変更届（別紙様式第１）を届出し紙入札方式に代えるものとする。

イ 電子入札システムで利用できるＩＣカードは、代表者又は当該入札案件に関する入札・見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者（以下「代理人」という。）のＩＣカードのみとし、代理人による場合は、委任状を提出する。詳細は入札心得書による。

ウ 本工事は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。（別紙様式第６）

エ 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

(６) 本工事は、現場閉所により週休２日を確保する「完全週休２日制工事（土日）」の試行対象工事である。

入札時においては、当初の予定価格から対象期間内の全ての週において、原則土日に現場閉所されている状態（完全週休２日）を前提とし、下記のとおり労務費等を補正し工事費を積算する。契約後、受注者は、工事着手前に完全週休２日の取組を希望するか判断し、取組を希望しない場合は、月単位の週休２日に取り組むものとし、契約後に補正係数を変更するものとする。

ア 週休２日の考え方は、以下のとおりである。

(ア) 完全週休２日（土日）とは、対象期間のすべての週において、原則として土曜

日及び日曜日に現場閉所を行ったと認められることをいう。

(イ) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月ごとに現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していると認められることをいう。

(ウ) 通期の週休2日とは、対象期間において、現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していると認められることをいう。

(エ) 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

イ 週休2日の達成基準は以下のとおりである。

(ア) 完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上の水準に達する状態をいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

(イ) 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

(ウ) 通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

(エ) 現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された日をいう。

なお、降雨、降雪、荒天、猛暑等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(オ) 完全週休2日（土日）が達成できない場合において、月単位の週休2日を達成した場合は、補正係数を月単位に変更するものとし、月単位の週休2日を達成できない場合においては、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「土木一式」で級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 防衛省競争参加資格の「土木一式」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級であること。
- (5) 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、土木工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成23年度以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事でも工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこととし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。ただし、専任を要しない。

ア 2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

イ 平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。
（原則、着工から完成まで従事している。）

ウ 配置予定の主任技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中部防衛局長又は東海防衛支局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合には、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと
（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。以下同じ。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による

子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- 2) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- 3) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- 4) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

(4) 組合(共同企業体を含む。)の理事

(5) その他業務を執行する者であつて、(1)から(4)までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下管財人という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(11) 東海防衛支局の管轄区域(愛知県、岐阜県及び三重県)内に建設業法の許可(当該工事に対応する建設業種)に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(12) 防衛省が発注する工事等について、都道府県警察から暴力団関係業者を排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

5 担当部局 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1

東海防衛支局 会計課 契約担当

TEL 052-952-8233

keiyaku-tk@ext.kinchu.rdb.mod.go.jp

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、上記4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記4(1)、(3)及び(5)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア 提出期間 別表1①のとおり。

イ 提出方法 資料の容量が10MBを超える場合は、上記5に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）で提出することとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書の添付書類として送信する。

- ・ 持参又は郵送等する旨の表示
- ・ 持参又は郵送等する書類の目録
- ・ 持参又は郵送等する書類のページ数
- ・ 持参又は発送年月日

ウ ファイル形式 電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式にて作成することとする。

- ・ 一太郎 Ver 2016形式以下
- ・ Microsoft Word 2021形式以下
- ・ Microsoft Excel 2021形式以下
- ・ その他のアプリケーション PDFファイル Acrobat DC以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH又はZIP形式

エ プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定する。

なお、送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

- (2) 申請書は、別紙様式第2により作成する。

- (3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成23年度以降入札公告日までに工事が完成し、引渡し完了しているものに限り記載する。

ア 同種の工事の施工実績

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる国内における国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条に規定される特殊法人等）又は地方公共団体が発注した同種の工事の施工実績を1件

記載する。記載様式は別紙様式第3とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4版1枚に記載する。

また、現在は特殊法人等に該当しないが契約時に特殊法人等に該当していた発注者の場合は、そのことを確認できる資料を添付する。

イ 配置予定の技術者

上記4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙様式第4に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこととし、電子入札システムにより入札金額を送信した後、辞退を行う場合は、電話及び電送（押印済みの入札辞退届）で入札の辞退を申し込むと共に、速やかに書面により入札辞退届を提出すること。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外のものについては、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を別紙様式第5に記載すること。

また、岐阜飛行場周辺地区（R8）境界柵設置等工事の工程表についても、別紙様式第5に記載し提出すること。

エ 契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

オ 情報保全に係る履行体制についての確認

令和3年4月1日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完了した実績を有している者は別紙様式7の誓約書、有していない者は別紙様式8の誓約書を提出すること。

- (4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は電子入札システムにより、また紙入札方式による場合は申請時に提出された返信用封筒により、別表1②までに通知する。

- (5) その他

- ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書等は、返却しない。
- エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- オ 申請書等に関する問い合わせ先 上記5に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。
 - ア 提出方法 電子入札システムによる。ただし、紙入札方式による場合は書面（様式は自由）を上記5に持参するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。
 - イ 提出期限 別表1③のとおり。
- (2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、別表1④までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより、また紙入札方式による場合は書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出すること。
 - ア 提出方法 電子入札システムによる。ただし、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記5により持参又は郵送等により提出する。ただし、電送によるものは受け付けない。
 - イ 提出期間 別表1⑤のとおり。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による場合は、上記5において閲覧することができる。
なお、閲覧期間は別表1⑥のとおり。

9 入札方法等

- (1) 入札書の提出方法等
 - ア 電子入札システムによる場合
提出期間 別表1⑦のとおり。
 - イ 紙入札方式による場合
 - (ア) 提出期間 別表1⑦のとおり。
 - (イ) 提出場所 上記5に同じ
 - (ウ) 提出方法 入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事

業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落札者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。なお、予算決算及び会計令第99条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行桜通代理店（三菱UFJ銀行名古屋営業部））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 東海防衛支局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 東海防衛支局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（落札者が低入札価格調査を受けた者の場合は請負代金額の10分の3）以上とする。

11 工事費内訳明細書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ 交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア 電子入札システムによる場合

(ア) 提出期間 上記9(1)アに同じ

(イ) 提出方法 工事費内訳明細書が10MBを超える場合には、持参又は郵送等（締切日時必着）で提出することとし、電子入札システムとの分割は認めない。この場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより入札書の添付書類として送信すること。

- ・ 持参又は郵送等する旨の表示
- ・ 持参又は郵送等する書類の目録
- ・ 持参又は郵送等する書類のページ数
- ・ 発送年月日

(ウ) ファイル形式 PDF(Acrobat DC以下)等、一般的なフォーマット

イ 紙入札方式による場合

(ア) 提出期間：上記 9 (1)イに同じ

(イ) 提出方法：上記 9 (1)イを参照

(ウ) 提出場所：上記 9 (1)イに同じ

(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表 2 の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

(9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

12 開札

(1) 開札の日時及び場所

別表 1 ⑧のとおり。

(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3) 紙入札参加者は、1 回目の開札に立ち会わない場合でも、提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認する。

(5) 第 1 回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から再度入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機すること。開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

13 情報保全に係る履行体制についての最終確認

入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、別紙様式第 9 から別紙様式第 12 までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日から概ね 3 営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。提出期限内に資料提出できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

14 入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

(2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取消す。

15 落札者の決定方法

(1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

(2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札を行った者が２人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

なお、低入札価格調査の内容については、別紙に記載のとおりとする。

16 配置予定技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の主任技術者の違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記４(7)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

17 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

18 契約書作成の要否等

緑地整備工事請負契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

19 支払条件

前払金 なし

中間前金払又は部分払 なし

20 火災保険付保の要否 否

21 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は上記 7 (2) の回答を受けた日の翌日から起算して 7 日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(1) 提出期間 別表 1 ⑨のとおり。

(2) 提出場所及び再苦情申し立てに関する手続等を記した書類等の入手先は上記 5 に同じ

22 関連情報を入手するための照会窓口

上記 5 に同じ

23 その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書及び緑地整備工事請負契約書（案）を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は上記 6 (3) イの資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

(5) 電子入札システムは、行政機関の休日を除く午前 9 時から午後 6 時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページの「緊急連絡情報」で公開する。

・ 防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページアドレス

<https://www.dfeg.mod.go.jp/hp/contents/contact.html>

(6) システム操作上の手引き書としては、防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページ「操作マニュアル」を参考とする。

(7) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

ア システム操作・接続確認等の問い合わせ先

防衛施設建設工事電子入札システムヘルプデスク

TEL 03-3456-7705（受付は行政機関の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで。）

メールアドレス helpdesk@mail.dfeg.mod.go.jp（24 時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで。）

イ IC カードの不具合等発生時の問い合わせ先

取得された各認証局へ

ウ 申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記 5 へ連絡する。

(8) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

【岐阜飛行場周辺地区（R 8）境界柵設置等工事 入札説明書 日程表】

別表 1

①	申請書及び資料の提出期間	令和8年9月2日から 令和8年9月25日までの 9時00分から18時00分まで (ただし、最終日は12時00分まで) (行政機関の休日を除く)
②	競争参加資格の確認通知	令和8年10月13日まで
③	競争参加資格がない理由についての説明要求期間	競争参加資格の確認通知日から 令和8年10月20日までの 9時00分から18時00分まで (ただし、最終日は12時00分まで) (行政機関の休日を除く)
④	説明を求められたときの回答期限	令和8年10月21日
⑤	入札説明書に対する質問の提出期間	令和8年9月2日から 令和8年10月15日までの 9時00分から18時00分まで (ただし、最終日は12時00分まで) (行政機関の休日を除く)
⑥	入札説明書に対する質問の回答の閲覧期間	令和8年10月16日から 令和8年10月23日までの 9時00分から18時00分まで (ただし、最終日は12時00分まで) (行政機関の休日を除く)
⑦	入札書の提出期間	令和8年10月14日から 令和8年10月20日までの 9時00分から18時00分まで (ただし、最終日は12時00分まで) (行政機関の休日を除く)
⑧	開札の日時及び場所	令和8年10月26日11時00分 東海防衛支局 7階 入札室
⑨	再苦情申立ての提出期限	令和8年10月22日から 令和8年10月30日までの 9時00分から17時00分まで (行政機関の休日を除く)

(紙入札方式の場合は、各期間の9時30分から17時00分まで(12時00分から13時00分までの間を除く)。最終日は、別表欄に記載の時刻必着とする。)

(行政機関の休日とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。)

別表 2

1 未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

紙入札方式参加変更届

1. 工事件名 岐阜飛行場周辺地区 (R 8) 境界柵設置等工事

2. 電子入札システムでの参加ができなくなった理由

上記の案件において電子入札システムにより参加を予定しておりましたが、上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができなくなったため、紙入札による参加へ変更させていただきたく届出いたします。

住 所
商号又は名称
役 職
氏 名
電 話 番 号

支出負担行為担当官

東海防衛支局長 瀧本 和彦 殿

一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東海防衛支局長 瀧本 和彦 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

令和8年9月1日付けで入札公告のありました岐阜飛行場周辺地区(R8)境界柵設置等工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書4(2)に定める防衛省の資格審査結果通知書の写し
- 2 入札説明書4(11)に定める業者の登録が確認できる書類の写し
- 3 入札説明書6(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面(別紙様式第3)
添付：入札説明書6(3)エに定める実績を確認できる契約書(CORINS)の写し等
- 4 入札説明書4(7)ア、イ、ウ及び6(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面(別紙様式第4)
添付：①入札説明書4(7)アに定める配置予定の主任技術者の資格等を確認できる証明書等の写し
②入札説明書4(7)イに定める工事の経験が確認できる入札説明書6(3)エに定める契約書(CORINS)の写し等
- 5 入札説明書6(3)ウに定める工程表を記載した書面(別紙様式第5)
① 岐阜飛行場周辺地区(R8)境界柵設置等工事の工程表
② 6(3)アの実績が防衛省の発注した工事以外の施工実績の工程表
- 6 入札説明書4(7)ウに定める配置予定の主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係があることが確認できる書類の写し
- 7 入札説明書6(3)オに定める情報保全に係る履行体制を記載した書面
(別紙様式7 誓約書 又は 別紙様式8 誓約書)

所属部署：
担当者：
電 話：
Eメールアドレス：

以 上

注1) 電子入札システムにより提出する場合、押印は必要ありません。

紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手をはった長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

注2) 5項①は、必ず提出してください。

5項②は該当がある場合のみ提出してください。(5項②に該当がない場合は、別紙様式第2の一般競争参加資格確認申請書5項②は記入しないでください。)

同 種 の 工 事 の 施 工 実 績

会社名

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する。)
	工 期	年 月～ 年 月
	受 注 形 態 等	単体／ J V (出資比率)
工 事 概 要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使用機材・数量	
	施 工 条 件	(市街地・軟弱地質等)
	そ の 他	
CORINS 登録の有無		有 (CORINS 登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。「有」に○を付した場合はCORINSの登録番号を記載し、写し(詳細含む。)を添付すること。「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。

配 置 予 定 の 技 術 者

会社名

項	目	主任技術者
氏	名	
最	終 学 歴	(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、登録番号等を記入する。)
工事概要	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する。)
	工 期	年 月 ～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任技術者等の名称)
	工 事 内 容	
	CORINS 登録の有無	有 (CORINS 登録番号) 無
申請時における他工事の従事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任技術者等の名称)
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS 登録の有無	有 (CORINS 登録番号) 無

注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

2 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係であることを示す書類を添付すること。また、保有資格を証明する 写しを添付すること。

3 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。「有」に○を付した場合はCORINSの登録番号を記載し、写し(詳細含む。)を添付すること。「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。

工 程 表

工事名:岐阜飛行場周辺地区(R8)境界柵設置等工事
会社名:

項目	単位	数量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

■ 工程管理に対する技術的所見

注) 工事内容に合わせて、時期、項目数を修正すること。また、技術的所見は、必ず記載すること。

年 月 日

紙契約方式変更届

1. 工事件名 岐阜飛行場周辺地区（R 8）境界柵設置等工事

2. 電子契約システムでの参加ができなくなった理由

上記の案件において電子契約システムにより契約を予定しておりましたが、上記理由による電子契約システムを利用できないため、紙契約に変更させていただきたく届出いたします。

住 所
商号又は名称
役 職
氏 名
電 話 番 号

支出負担行為担当官

東海防衛支局長 瀧本 和彦 殿

令和 年 月 日

誓 約 書

支出負担行為担当官

東海防衛支局長 瀧本 和彦 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

弊社は、過去 年間に防衛省発注の工事を完成・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。

令和 年 月 日

誓 約 書

支出負担行為担当官

東海防衛支局長 瀧本 和彦 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

弊社は、本工事を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。

業務従事者一覧

監理（主任・管理）技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	（特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載）
	研修実績その他の経歴	（特に海外での研修、情報保全に関する研修があれば積極的に記載）
	専門的知識その他の知見	（特に海外での専門的知識、情報保全に関する専門的知識があれば積極的に記載）
	資格	（特に海外での資格、情報保全に関する資格があれば積極的に記載）
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	（特に海外での業績、情報保全に関する業績があれば積極的に記載）
現場代理人	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	（特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載）

	研修実績その他の経歴	(特に海外での研修、情報保全に関する研修があれば積極的に記載)
	専門的知識その他の知見	(特に海外での専門的知識、情報保全に関する専門的知識があれば積極的に記載)
	資格	(特に海外での資格、情報保全に関する資格があれば積極的に記載)
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	(特に海外での業績、情報保全に関する業績があれば積極的に記載)
担当技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	(特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載)
	研修実績その他の経歴	(特に海外での研修、情報保全に関する研修があれば積極的に記載)
	専門的知識その他の知見	(特に海外での専門的知識、情報保全に関する専門的知識があれば積極的に記載)
	資格	(特に海外での資格、情報保全に関する資格があれば積極的に記載)
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	(特に海外での業績、情報保全に関する業績があれば積極的に記載)

- 注： 1 不要な行は削除すること。
 2 記載する内容が特にない項目は、「特になし」と記載すること。
 3 内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

取扱い制限情報に関する社内規則

項目	内容
取扱い制限情報に関する社内規則	☐ 社内規則がある
	☐ 社内規則に類する資料がある
	☐ 社内規則及びそれに類する資料がない

注：1 いずれかの「☐」に「☒」を付す。

2 社内規則若しくはそれに類する資料がある場合は、その写しを提出する。

3 社内規則及びそれに類する資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

令和 年 月 日

申 出 書

支出負担行為担当官

東海防衛支局長 瀧本 和彦 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者 （氏名）

役 員 （氏名）

※履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての記名押印を行うこと。

※履歴事項全部証明書の写しを提出すること。

※上に記載した代表者及び役員から、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧

項目		内容
親会社	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
地域統括会社	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
ブランド・ライセンス	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
フランチャイザー	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
コンサルタント	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
☐ 親会社が存在しない		

注：1 不要な行は削除すること。

2 親会社にさらに親会社が存在する場合は、すべての親会社について記載すること。

3 内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可。

取扱い制限情報が親会社等への報告対象でないことがわかる資料

項目	内容
取扱い制限情報に関する資料	☐ 公告、共有又はその他情報提供の対象とならないことが明記された資料がある
	☐ 上記に類する資料がある
	☐ 資料がない

- 注： 1 いずれかの「☐」に「☒」を付す。
 2 資料がある場合は、その写しを提出する。
 3 資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

令和 年 月 日

申 出 書

支出負担行為担当官

東海防衛支局長 瀧本 和彦 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等の指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことを申し出ます。

親会社 （商号又は名称・代表者氏名）

地域統括会社 （商号又は名称・代表者氏名）

ブランド・ライセンサー （商号又は名称・代表者氏名）

フランチャイザー （商号又は名称・代表者氏名）

コンサルタント （商号又は名称・代表者氏名）

※別紙様式第11の一覧表に示した者全ての名称等を記載すること

※上に記載した親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー及びコンサルタントから、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

予決令第86条の調査について

1 本調査においては、次のような内容につき、調査対象者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 入札価格の内訳書
- (3) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
- (4) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- (5) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持資材の状況
- (8) 手持機械の状況
- (9) 労務者の具体的供給見通し
- (10) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (11) 経営内容
- (12) (1)から(11)までの事情聴取した結果についての調査検討
- (13) (10)の公共工事の成績状況
- (14) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会結果）
- (15) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金支払の状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (16) その他必要な事項

2 上記1の調査を行うに当たり、調査対象者は、契約担当官等があらかじめ指定した提出期限までに、次に定める調査資料及び内容を証明する根拠を提出すること。

なお、提出期限は、事前に資料作成に要する期間を調査対象者に確認した上で、契約担当官等が設定する。

- (1) その価格により入札した理由（付紙様式第1-1）
- (2) 入札価格の内訳書（付紙様式第1-2-1、付紙様式第1-2-2）
- (3) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況（付紙様式第1-3）
- (4) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況（付紙様式第1-4）
- (5) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）（付紙様式第1-5）
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係（付紙様式第1-6）
- (7) 手持資材の状況（付紙様式第1-7）
- (8) 手持機械の状況（付紙様式第1-8）
- (9) 労務者の具体的供給見通し（付紙様式第1-9）

(10) 過去に施工した公共工事名及び発注者（付紙様式第 1-10）

(11) 経営内容（付紙様式第 1-11）

- 3 上記 2 の資料の提出後、速やかに、調査対象者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを確認するため、調査対象者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行う。なお、事情聴取の日時及び場所は、調査対象者に追って通知する。

また、上記 2 の資料の提出に応じない場合又は不十分な場合については、調査対象者に説明を求めるので、応じること。

さらに、上記 2 の資料の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としがない場合がある。

- 4 上記 3 の事情聴取後、調査対象者により契約の内容に適合した履行がされないおそれの有無を確認するため、契約担当官等が必要と認めた場合は、追加の資料提出を求めることがある。

なお、その内容については調査対象者に追って通知する。また、提出期限については、事前に資料作成に要する期間を調査対象者に確認した上で、契約担当官等が適切に設定する。

- 5 調査対象者は、上記 2 及び 4 の資料のほか、調査対象者が必要と認める、任意の資料をあわせて提出することができる。

- 6 本調査については、最低の価格又は価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者のほか、複数の者について並行して行うので、調査対象者は協力すること。【複数の者について並行して調査を行わない場合は、本項は記載しない】

- 7 調査対象者が本調査を経て契約を行った後に、虚偽の資料提出又は説明を行ったことが明らかとなった場合は、施工成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることがある。

- 8 本調査で提出された資料等は、契約締結後に工事監督官等が施工計画の内容のヒアリングを行い、その結果が本調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行う。

- 9 本調査の結果は、ホームページ及び文書閲覧窓口（閲覧文書の閲覧を希望する部外者からの申し出に応ずるために防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。）の長が定める閲覧場所をいう。）において公表する。

作成要領（各様式共通）

- 1 各様式ごとに提出すべき添付資料のほか、入札者が必要と認める添付資料を提出することができる（この場合、任意の添付資料である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）。
- 2 必要に応じ、各様式ごとに提出すべき添付資料以外にも、調査対象者によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを確認するために説明資料の提出を求めることがある。
- 3 書式別事項
 - (1) その価格により入札した理由（付紙様式第1-1）
 - ア 当該価格により入札した理由を、手持工事、手持機械等の状況、過去において受注・施工した同種又は類似の工事、協力会社等の面から記載する。
 - イ なお、当該価格により入札した結果、当該工事の適切な実施及び工事の品質の確保を行うことは当然である。
 - (2) 入札価格の内訳書（付紙様式第1-2）
 - ア 1回目に入札した価格を積算したものを提出すること。
 - イ 積算価格の構成が整っていること。
 - (3) 手持ち工事の状況（付紙様式第1-3、付紙様式第1-4）

対象工事現場付近で契約中の工事及び対象工事に関連する契約中の工事の一覧とその状況を記載
 - (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（付紙様式第1-5）

工事場所と自社の事務所、倉庫等の所有又は賃借の状況を記載。
 - (5) 資材購入予定先一覧（付紙様式第1-6）

積算内訳に対応した、資材購入予定先の一覧を整理し記載すること。
 - (6) 手持ち資材の状況（付紙様式第1-7）

手持ち資材による場合、資材の保管場所と保有状況(写真等)を記載する。
 - (7) 手持ち機械の状況（付紙様式第1-8）

保有している手持ち機械を記載し、写真等を添付すること。
 - (8) 労務者の確保計画（付紙様式第1-9）

入札価格の積算時点における労務者の確保計画を記載すること。
 - (9) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（付紙様式第1-10）

著しく不適当な施工実績があり、契約対象工事においても、他の様式による確認内容を含め総合的に勘案した結果、同様の不適当な施工がされるおそれがあると認められる場合。
 - (10) 経営内容（付紙様式第1-11）

営業内容が入札した工事の内容を網羅していることを示すこと。
貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を添付し、経営に特段の問題がないことを示すこと。

当該価格により入札した理由

積算内訳書

工事名				
工事区分・工種・種別	単位	数 量	金 額 (円)	備 考
記載例：掘削工	m ³	1,000	2,300,000	
直接工事費				
共通仮設費				
共通仮設費				
純工事費				
現場管理費				
工事原価				
一般管理費等				
工事価格				

積算内訳書

工事名 :

(種目別内訳)

名 称	摘 要	数 量	単位	金 額 (円)	備 考
記載例:					
(直接工事費)					
I. 庁 舎	新築	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
II. 囲 障	新設	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
III. 構内舗装	新設	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
計				〇〇〇,〇〇〇	
(共通費)					
共通仮設費		1	式	〇〇〇,〇〇〇	
現場管理費		1	式	〇〇〇,〇〇〇	
一般管理費等		1	式	〇〇〇,〇〇〇	
計				〇〇〇,〇〇〇	
合 計				〇〇〇,〇〇〇	

(科目別内訳)

名 称	摘 要	数 量	単位	金 額 (円)	備 考
I. 庁舎					
1. 直接仮設		1	式	〇〇〇,〇〇〇	
2. 土工		1	式	〇〇〇,〇〇〇	
3. 地業		1	式	〇〇〇,〇〇〇	
4. 鉄筋		1	式	〇〇〇,〇〇〇	
		Σ			
計				〇〇〇,〇〇〇	

契約対象工事箇所と入札者の事業所と倉庫との関係

手持ち資材の状況

品 名	規格・型式	単位	手持ち数量	本工事での使用予定量	単価(原価)	調達先(時期)

過去に施工した公共工事名及び発注者名

[illegible]

経営内容